

中小企業税務対策について（継続）

1. 法人税関係

役員の定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由）中小企業を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえても、減額は利益調整ではなく、企業の存続のため、やむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

2. 消費税関係

①消費税の各種届出書および申請書の提出期限は、現在、事業年度終了の日までにとなっているが、申告書の提出期限と同一にしていきたい。

（理由）中小企業にとって、翌期以降の予測は困難を極め、決算の成績によりはじめて予測できる状況である。場合によっては納税額に大きな影響も与えてしまうので、事前届出制度を廃止して申告書の提出期限と同一にすべきである。

②複数税率（軽減税率）制度の導入に反対する。

（理由）この制度は、消費税率の引き上げに伴う低所得者対策として導入が検討されているが、その効果は不確定であると考ええる。一方、制度導入による税収の減少や事務負担量及び制度の切替えによる諸経費の増加は確定的である。

3. 印紙税法

印紙税法を廃止すべきである。

（理由）印紙税は、特定文書の作成に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及して電子決済が進んでいる現在、紙で作成された文書には課税し、電子文書には課税しないのは不公平であるので、廃止すべきである。